

皇宮警察本部の巡査長に関する訓令 (昭42.6.21 警庁訓 8)

施行 昭42.7.1.

改正 昭43.8.23警庁訓11、昭46.3.25警庁訓 4、昭55.4.1警庁訓 3、昭57.3.18警庁訓 3、平5.11.1警庁訓10

(この訓令の目的)

第1条 この訓令は、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な皇宮巡査の能力および経験を活用して、皇宮警察本部における指導体制の強化を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(巡査長を置く基準)

第2条 皇宮警察本部に巡査長を置く基準は、次のとおりとする。

- (1) 皇宮巡査が複数で勤務する外勤勤務の勤務箇所については、勤務の単位ごとに1人
- (2) 皇宮巡査が単独で勤務する外勤勤務の勤務箇所については、重要なものごとに1人
- (3) 前2号に掲げる勤務箇所以外の箇所については、必要があるものごとに1人以上

(2項改正・昭46警庁訓 4・昭57警庁訓 3、見出し・本条全改・平5警庁訓10)

(巡査長の行なう職務)

第3条 巡査長は、皇宮巡査として勤務するほか、次の各号に掲げる職務を行なうものとする。

- (1) 勤務をともにする皇宮巡査(巡査長たる皇宮巡査を除く。以下同じ。)に対し、自己の勤務を通じて実務の指導にあたること。
- (2) 勤務をともにする皇宮巡査の勤務について必要な調整をすること。

(巡査長に充てる皇宮巡査)

第4条 巡査長には、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な皇宮巡査であつて、次の各号のいずれかに該当するものから、皇宮警察本部長が選考して充てるものとする。

- (1) 勤務年数が6年(学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学(短期大学を除く。)を卒業した者にあつては2年、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては4年)に達しており、かつ、指導力を有する者
- (2) 皇宮巡査部長昇任試験に合格している者その他勤務成績が優秀であり、かつ、優れた指導力を有する者

(見出し・本条改正・昭55警庁訓 3、1項改正・平5警庁訓10)

(巡査長にあてる皇宮巡査に対する教養)

第5条 皇宮警察本部長は、巡査長にあてる皇宮巡査に対し、巡査長の職務その他巡査長として必要な教養を行なうものとする。ただし、巡査部長昇任試験に合格している者に対しては、これを省略することができる。

(皇宮警察本部長への委任)

第6条 この訓令の実施に関し必要な事項は、皇宮警察本部長が定めるものとする。

(旧7条を繰上・昭43警庁訓11)

附 則

この訓令は、昭和42年7月1日から施行する。

附 則 (昭43.8.23警庁訓11)

この訓令は、昭和43年8月23日から施行する。

附 則 (昭46.3.25警庁訓4)

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭55.4.1警庁訓3)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭57.3.18警庁訓3)

この訓令は、昭和57年3月18日から施行する。

附 則 (平5.11.1警庁訓10)

この訓令は、平成5年12月1日から施行する。